

令和8年度島根県政広報誌「フォトしまね」企画・制作・配達業務
提案競技実施要領

令和7年12月8日

1. 目的

県が進める主要な施策や課題、地域づくり等の情報を県民に伝える県政広報誌「フォトしまね」(年4回発行)の企画・制作・配達業務の契約候補者を決定するため提案競技を実施する。

2. 委託業務の内容

- | | |
|--------------|--|
| (1) 業務名 | 島根県政広報誌「フォトしまね」企画・制作・配達業務 |
| (2) 業務内容 | 別添資料1「島根県政広報誌「フォトしまね」企画・制作・配達業務提案競技仕様書(以下「仕様書」という。)」のとおり |
| (3) 業務期間 | 契約日から令和9年3月31日まで |
| (4) 提案価格の上限額 | 57,727,000円(消費税及び地方消費税を含む。) |
| (5) 広告掲載料 | 受託者は、各号の表4に広告を掲載できることとし、年4回分の合計額として2,200,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)以上を県に支払う。なお、広告については、別添資料3「島根県政広報誌広告掲載要項」による。 |

3. 提案競技参加資格

提案競技に参加する者は、次に掲げる条件を全て満たすものであること。

- (1) 県内法人(※1)又は、複数の県内法人で構成する共同事業体(以下「コンソーシアム」という。)とし、コンソーシアムを構成する法人のうち少なくとも1社は、県内に印刷業務の生産設備(※2)を保有している者であること。
- (※1) …島根県内に本店、支店又は営業所を有する法人
(※2) …DTP設備、印刷設備(少なくとも平版オフセットカラー印刷機を有するものとする)
又は製本設備のこと。
- (2) コンソーシアムの構成員又は単独の法人は、次の①から⑪までの条件を全て満たすこと。
- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - ② 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用者でないこと。
 - ③ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - ④ 島根県内に事業所を有する者にあっては、島根県税についての未納の徴収金(納期限が到来していないものを除く。)がないこと。
 - ⑤ 島根県内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における都道府県税についての未納の徴収金(納期限が到来していないものを除く。)がないこと。
 - ⑥ 消費税及び地方消費税についての未納の徴収金(納期限が到来していないものを除く。)がないこと。
 - ⑦ 複数のコンソーシアム構成員になって参加し、また、単独の法人として参加する等、重複参加していないこと。
 - ⑧ 島根県の「建設工事等入札参加者に対する指名停止等に係る措置要綱」又は「物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格者指名停止措置要領」に基づく入札参加指名停止措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
 - ⑨ 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続き開始の申し立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続き開始の申し立て(これらの法律に基づき再生手続き又は更正手続き開始の申立てがなされている者であっても、手続き開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。)又は破産法(平

成 16 年法律第 75 号) の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者でないこと。

- ⑩ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者ではないこと。
- ⑪ 宗教又は政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (3) 提案競技説明会に出席していること。なお、コンソーシアムで提案競技に参加する場合は、いずれかの構成員が説明会に参加していること。

4. 募集に関するスケジュール等

業務委託にあたり、提案競技参加希望者は、提案競技説明会への出席及び提案競技参加表明書(様式 2)を県に提出すること。県は資格の有無を審査の上、結果を通知し、参加資格を有する者に対して、企画提案書の提出及び提案者プレゼンテーションへの出席を要請する。

(1) 提案競技説明会 参加申込書の提出	参加申込書(様式 1)を <u>令和 7 年 12 月 17 日(水) 12 時まで</u> に持参又は電子メールにより提出すること。
(2) 提案競技説明会	<u>令和 7 年 12 月 19 日(金) 13 時 30 分から 15 時まで</u> 松江市殿町 1 番地 島根県庁 6 階 605 会議室
(3) 募集期間	<u>令和 7 年 12 月 19 日(金) 15 時～令和 8 年 1 月 9 日(金) 17 時</u> ※様式は県広聴広報課のホームページで閲覧、ダウンロードできるほか、下記の提出先及び問い合わせ先で配付する。
(4) 提案競技の 参加表明書の提出	提案競技希望者は、参加表明書(様式 2)及び関係資料を <u>令和 8 年 1 月 9 日(金) 17 時まで</u> に持参又は郵送により提出すること。 ※持参の場合の受付時間は、9 時～17 時(土・日・祝日及び令和 7 年 12 月 29 日から令和 8 年 1 月 2 日は除く)までとし、郵送の場合は、郵便書留によるものとし、期限までに未着の場合は提出がなかつたものとみなす。
(5) 参加資格通知予定	<u>令和 8 年 1 月 15 日(木) 頃</u> を予定
(6) 質疑の受付期間	質疑がある場合は、必ず質問書(様式 5)にて、 <u>令和 8 年 1 月 19 日(月) 12 時まで</u> に持参又はメールにより提出すること。
(7) 質疑回答予定	<u>令和 8 年 1 月 26 日(月)</u>
(8) 質疑の回答方法	・企画提案の参加資格があると通知した者に対して、各参加者の質疑を取りまとめてすべて同じものを回答する。 ・説明会参加申込書に記載された連絡担当者に対してメールにより送信するので、必ずメールアドレスを記載すること。 ・メールアドレスの誤記載及び各社内で受信したものとの伝達の不備等により生じた不利益については閑知しない。 ・電話、訪問等本項によるもの以外の質疑は受け付けない。
(9) 企画提案書 提出期限	<u>令和 8 年 3 月 4 日(水) 15 時まで</u> ※企画提案書の作成及び提出方法等の詳細は「5. 企画提案書の作成、提出方法等」を参照
(10) 提案競技への 参加辞退	参加表明書(様式 2)を提出した後、提案競技への参加を辞退する者は、 <u>令和 8 年 3 月 2 日(月) 15 時まで</u> に、辞退届(様式 6)を持参又はメールにより提出すること。
(11) プrezenteーション及び審査会の予定	<u>令和 8 年 3 月 11 日(水) 午後</u> を予定 ※審査会の対象者に対して、詳細日程及び場所を別途通知する。 ※プレゼンテーションは対面形式で実施する(出席者 4 名以内)。

	<p>※プレゼンテーションは、原則、提出済みの提案書のみで行うこと。 ※説明時間 25 分、審査委員からの質疑 15 分程度を想定している。</p>
(12) 受託候補者決定 (審査結果通知)	令和8年3月中旬を予定
○提出先及び問い合わせ先	
島根県政策企画局広聴広報課広報係 担当：酒井、大石 〒690-8501 松江市殿町1番地（島根県庁 本庁舎3階） TEL：0852-22-5771 FAX：0852-22-6025 メール：kouhou@pref.shimane.lg.jp	

5. 企画提案書の作成、提出方法等

(1) 提出書類	提出書類の形式については、別添資料2「島根県政広報誌「フォトしまね」企画・制作・配達業務提案競技提出書類」による。
(2) 提出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・(1)の書類をそれぞれ8部提出すること。 ・<u>令和8年3月4日（水）15時まで</u>に持参又は郵送により提出すること。 <p>※持参の場合の受付時間は、9時から17時（土・日・祝日は除く。）までとし、郵送の場合は、郵便書留によるものとし、期限までに未着の場合は提出がなかったものとみなす。</p>
(3) 見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書の宛名は「島根県知事 丸山 達也」とし、貴社代表者様の職氏名を記載すること。 ・委託契約額の見積額については内訳が分かるものとすること。
(4) 企画提案等に係る留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・参加表明書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがあるので留意すること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの ② 提案競技仕様書及び各様式に記載上の留意事項に適合しないもの ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの ④ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの ⑤ 虚偽の内容が記載されているもの ・企画提案に係る経費は、単独の法人による参加はその法人に対して、コンソーシアムによる参加は代表法人に対して、1提案あたり20,000円（消費税及び地方消費税を含む）を支払う。ただし、受託者及び資格審査により参加資格のないとしたものに対しては支払わない。企画提案にかかる経費は、受託者が決定した後、参加表明書に記載された銀行口座へ振り込む。 ・複数の企画提案は認めない。 ・提出書類は他の提案者に対して非公開とする。 ・提出期限以降における企画提案の差し替え及び再提出は認めない。 ・提案競技において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。 ・企画提案の採否（審査結果）は、提案者全員に文書で通知する。 ・審査委員会による審査経過については公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。 ・採用した提案は、内容の一部を変更する場合がある。 ・本要領に基づき提出された書類は返還しない。

6. 審査方法等

(1) 審査方法	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度島根県政広報誌「フォトしまね」企画・制作・配達業務提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、書面及びプレゼンテーションの内容に基づいて、次項の審査基準により審査を行い、本業務の内容に最も適する企画提案を提出した者を本業務の受託候補者として選定する。 審査の結果、適当と判断される企画提案がない場合は、受託候補者を選定しないことがある。
(2) 審査内容	<ul style="list-style-type: none"> ①企画趣旨 <ul style="list-style-type: none"> 企画の内容が、資料2提案競技提出書類「1. 島根県政広報誌の政策方針」に合致したものになっており、本提案競技実施要領「1. 目的」を効果的にするためのコンセプトを有しているか。 ②仕様・制作体制 <ul style="list-style-type: none"> 資料1提案競技仕様書で示した仕様を満たしているか。 制作体制・スケジュールが明確・適切であるか。 ③デザイン <ul style="list-style-type: none"> 表紙デザインが、誌面内容のイメージを伝え、かつインパクトがあり印象に残るデザインになっているか。 読者の関心を惹きつけるデザイン・レイアウトになっているか。 ④編集 <ul style="list-style-type: none"> 県政になじみのない人にとって分かりやすく、読みやすい内容となっているか。 ⑤情報発信 <ul style="list-style-type: none"> 県民に読んでもらうための情報発信の工夫がなされているか。 ⑥見積金額 <ul style="list-style-type: none"> 業務内容に見合った適切な見積額になっているか。 予算額の範囲内で最大限の効果が得られる内容になっているか。 ⑦過去の類似業務の実績 <ul style="list-style-type: none"> 過去の実績やノウハウを生かし独自のルートや強みを持った提案となっているか。 ⑧独自提案 <ul style="list-style-type: none"> 県が示す仕様等以外に、独自の企画提案が行われているか。 ⑨その他 <ul style="list-style-type: none"> 「しまね子育て応援企業（こっころカンパニー）」や「しまね女性の活躍応援企業」に該当するか。
(3) 審査結果通知予定日	令和8年3月中旬に提案者全員に書面により通知する予定。

7. 契約内容等

(1) 業務期間	契約締結日～令和9年3月31日
(2) 委託料（提案価格）上限額	<p>57,727,000円（消費税及び地方消費税を含む。）</p> <p>※上記委託料には、受託候補者の提案に基づく委託業務の全てが含まれるとともに、県との打合せに要する費用を含む。</p>
(3) 契約方法	<ul style="list-style-type: none"> 契約候補者と県は企画提案書の内容をもとに協議を行い、業務の内容に係る具体的な仕様を確定し、改めて見積書を微取した上で地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定により随意契約を締結する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・契約候補者と県との間で協議が整わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。
(4) 委託料の支払	原則として精算払とする。
(5) 一括下請及び再委託の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ島根県の承諾を得た場合はこの限りではない。 ・業務の一部を第三者に再委託、又は請け負わせようとするときは、再委託先又は請負先が法人の場合は県内法人とすること。これに加え印刷業務に関しては、生産設備を県内に保有している者であること。 ・業務の一部を県内法人以外の法人に再委託、又は請け負わせようとする場合は、事前にその理由を書面で提出し県の承認を受けること。
(6) 契約保証金	契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金またはこれに代える担保を納付すること。なお、契約保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令及び島根県会計規則による。
(7) 著作権等	<p>① 著作権 受託者が本業務に基づいて制作した成果物のうち著作物（以下「著作物」という。）に関する全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）及び著作隣接権は、県に帰属するものとする。ただし、業務とは無関係に受託者に帰属していた権利及び第三者に帰属する等の理由により県に帰属させることが困難な権利はこの限りではない。</p> <p>受託者に帰属する権利について、受託者は、県に対し、時期及び態様を問わず、現在存在しました将来開発されるあらゆる方法により県が著作物の利用に付随して使用することを許諾すること。</p> <p>② 著作者人格権 受託者は、県による著作物の利用について、次に掲げる事項をあらかじめ了承する。</p> <p>(ア)受託者の氏名及び名称を表示しない場合があること。</p> <p>(イ)公正な慣行に反しない範囲でやむを得ない改変を加える場合があること。</p> <p>(ウ)著作物の公表時期を県に一任すること。</p> <p>③ その他 使用した写真のデータは県に提出すること（権利が県に帰属しないものは除く）。</p>
(8) 個人情報の保護	本業務の処理にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守すること。
(9) 契約書及び業務仕様書	別途作成・提示する。
(10) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。 ・その他の契約事項については、契約候補者と協議の上定める。 ・契約候補者は県の指示に柔軟に対応すること。

8. その他

令和 8 年度島根県一般会計予算が議決されなかった場合は、本件提案競技について停止等を行う。これにより、事業者において損害が生じた場合、県ではその損害について一切負担しない。また、契約締結の時期は令和 8 年 4 月以降とする。

9. 添付文書等

- (1) 提案競技仕様書【資料1】
- (2) 提案競技提出書類【資料2】
- (3) 広告掲載要項、島根県広告事業実施要綱、島根県広告取扱基準【資料3】
- (4) 島根県ホームページ用データ制作業務仕様書【資料4】
- (5) 説明会参加申込書【様式1】
- (6) 提案競技参加表明書【様式2】
- (7) 制作体制説明書【様式3】
- (8) 誌面構成【様式4】
- (9) 質問書【様式5】
- (10) 辞退届【様式6】
- (11) 島根県政広報誌「フォトしまね」No.240